

宍粟市議会基本条例素案に対するパブリックコメント及び市民意見への回答

■・・・は修正意見及びその回答

◆・・・は意見及びその回答

ご意見の内容	ご意見に対する市議会の考え方
全体	
<p>1 ◆本年6月に11名の議員により特別委員会を設置し審議を重ねてきたとあるが委員の選任方法についてお伺いします。</p>	<p>◆議会運営委員（6名）と各党派より1人ずつ選任（5名）の合計11人です。</p> <p>◆地方自治法第110条の規定により普通地方公共団体の議会は、条例で特別委員会を置くことができ、特別委員は議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任することになっていません。</p>
<p>2 ◆特別委員会の審議の段階で、議員以外の有識者等第三者の意見を聴取するための参考人制度等を開催されたか否かをお伺いします。</p>	<p>◆参考人制度を開催していません。京丹後市や養父市などの先進事例等の視察研修や講師を招いての議員研修などを行い意見交換を行いました。また、議会報告会やこのパブリックコメントも意見を聴取するために実施しました。</p>
<p>3 ◆自治基本条例の素案には作成過程の議事録もインターネット上に公開されているが、本素案には委員会の議事録が公開されていない。その理由をお伺いします。</p>	<p>◆人的、財政的に困難でした。</p>
<p>4 ◆素案の内容について 1) 総論 本素案は宍粟市自治基本条例（まだ素案の段階）の第9条第3項の授権・委任により制定される宍粟市議会の最高規範・根本規範であり（素案21条）主権者である我々市民にとっても、又議会及び議員にとっても今後の宍粟市のあり方を律する最重要条例案であると認識しております。合併により地域が広域化し、市民の行政需要もますます多様化・複雑化する中で、最も遅れている改革が議会及び議員の質的改善・変革ではなかったでしょうか？（単に議員の数が減ったから総報酬が減ったという単純な量的問題ではない）ここ数年来、日本全国の自治体で同様の条例が制定されております。地方自治の本旨は団体自治と住民自治であると言われますが、今後の分権時代に必要なのは住民自治の実現（自己決定・自己責任）であることは疑いを入れません。但し、その前提には、我々市民と行政と議会の情報の共有が不可欠です。しかしながら、ある世論調査によると、今までの地方議会に対しての市民の感想は、市民に伝わらない議会及び議員の活動、行政と馴れ合いになり行政に対するチェック機能を果たすどころか脇役になり追認機関にしかすぎない議会、モラルや政策立案能力の低い議会・議員の存在、市民を無視した議会内での議員間取引等の理由でとても満足の内容ではないというのが大半の意見でした。宍粟市においてもほぼ該当することは過去の事例が証明しているのではないのでしょうか。今回、「市議会が変わる」との案内のもとに、議会基本条例の素案が主権者である市民に公開されました。地方分権改革の中、新しい自治体の統治構造において、議会及び議員がどうあるべきかを明確にするため議会の根本規範が制定されるのは必然のことだと思われまます。しかしながら素案全文を通読した後に残った印象は、内容的には「議会及び議員の努力義務・努力目標条例」とでも名付けた方がふさわしいのではないかと印象です。議会や議員の本質として、又今後制定される予定の自治基本条例の趣旨からすれば、当然義務付けされなければならないいくつかの重要な規定が単なる努力義務規定となっているためです。 素案の各条文中に頻繁に使用されている「・・・に努める」「・・・に努めるものとする」という文言が単なる努力義務規定であることは立案者自らが第6条の逐条解説で述べています。法律にしろ、条例にしろ、あるいは規則にしろ、努力義務規定にとどまると、ほとんどその実効性が失われてしまうことは過去あまたの実例が証明しています。さらには、そのような条文が逆に「隠れ蓑」「言い逃れ」に利用される場合すらあるのが過去の実事です。 各条文の趣旨により努力義務にとどめざるを得ない条文を除き、義務付けされなければならない規定については明確に義務付けする文言を使用し、条文によって制度的に実効性を担保する必要があります。 さらに議会及び議員の行政に対する監視機能、政策形成、主権者である市民に対する説明責任を果たす趣旨において、不明確な規定も存在し、市民参加型の議会の最高規範にはふさわしくない内容の条文も見受けられます。故意にその内容・解釈を不明確にしたのではないかと疑わざるを得ない規定さえ見受けられます。新しい地方分権（地方主権）時代にふさわしい、市民に信頼される議会・議員であるために、そのためには主権者である市民に対するすべての情報公開、それによって市民の参加の権利・機会を保障すると共に、自己決定のための選択肢を与え、これ以上、将来にわたって責任だけを負わされる悲劇を生まない様にするためにも、議会の最高規範で上記の内容を制度的に保障する必要があります。 以下、疑問と思われる条文について逐条的に意見を申し述べます。</p>	<p>◆この項においては、多数の指摘がありますが、そのほとんどが努力義務規定と解されるものへの反論です。その根底には、現在の議会のあり様に対する疑念、特に二元代表制を標榜しながら、その機能を有していないことへの誤解、事実誤認が強く感じられます。しかしこれは、現実とは大きくかい離しています。確かに全ての案件に対し、根源的（ラディカル）な議論がされているかといえば、そうではないでしょう。しかし、20人の議員があらゆる角度から考え、少しでも疑問・疑念があれば、また対抗する案があれば、それを表明する土壌は、自由討議を尊重する中で、保障されていると断言できます。その意味において、宍粟市の二元代表制は機能していると判断します。 努力義務規定は、この条例制定の発端ともなった北海道栗山町議会基本条例がそうであるというだけでなく、もともと地方自治法にその概略と言えるものしかなかった地方議会の役割や責務を規定しようとして、この段階ではそうならざるを得ないものと考えます。 この条例制定の意義は「議会の役割をその立案、審議を通じ全議員が確認し、それを果たそうとする」ことであると考えており、ご理解をお願いします。 また、議会の傍聴、議会報告会への参加等、積極的な参加についてもお願いします。</p>

中央市議会基本条例素案に対するパブリックコメント及び市民意見への回答

■…は修正意見及びその回答

◆…は意見及びその回答

ご意見の内容		ご意見に対する市議会の考え方
5	◆11月26日の説明会に提出の資料、説明だけで、しかも12月14日期限（17日間）で市民の意見が求められますか。	◆パブリックコメント及び市民意見の募集については、11月15日の広報配布日に全戸配布の議会報告会チラシに募集のお知らせをし、しーたん通信でも11月15日から4回お知らせの放送をしております。
6	◆議会での素案作成に何日掛られたのですか。	◆議会基本条例調査特別委員会を6月22日から10月27日の間に11回開催し、その後市長との協議を含め11月9日の議会協議会までの141日間です。 なお、この特別委員会設置までに議会運営委員会を中心に平成21年1月には三重県伊賀市へ、平成22年2月には兵庫県養父市へ議会基本条例制定のための研修にも出かけており、その間にも不断の協議を続けてまいりました。
7	◆先進の市、町の参考との説明でしたが、たまたま12月8日の特集記事を見ました。参考にして他市町に劣らない条例の制定を望みます。	◆先進市町も参考としながらも市民の皆様のご期待に応えられる条例にしたいと思います。
8	◆このような立派な条例（案）が制定される事は本当に心より喜ばしい限りであります。然し、他に定める規定、規約、条文、その他過去より該当に値する諸々の文言が機能を発揮され、一般住民にはわからぬ事があるやに感じられるものがある。己に関係なき事は、知る必要が無いのは当然の理と解釈するも、あらゆる公共自治体と一個人の考察に際し、行き違い（思い違い）が生じた時、理解に苦しむことがあります。（多々）	◆貴重なご意見ありがとうございます。わかり易い議会運営に努めます。
9	◆住民の生活環境意識の相違により生じる諸課題は、容易に治まるものではない。要は人と人との対話、検討に双方、納得のいくまで出合いを重ね、正直に己の良心に恥じぬ行動に尽きるよう、責任をもって、精心、努力をせねばなりません。条文入力に関しては、明白なる実行可能なものを願望いたします。私の信条は総て原因、結果の根本理念をと念願するものであります。	◆貴重なご意見ありがとうございます。
10	◆今回説明のあった条例（素案）については、全面的に賛同します。	◆貴重なご意見ありがとうございます。
前文		
11	■第1条の目的欄へ移行 代わりに『議会は憲法、地方自治法を遵守し、市の最高規範である「中央市自治基本条例（素案）」における市議会の権限と役割に基づき』を入れる。	■「議会は憲法、地方自治法を遵守し、市の最高規範である中央市自治基本条例における市議会の権限と役割に基づき」を前文に挿入します。
第2条 議会の責務		
12	■「…責務とする。」は、改善した方が良いと思う。	■精査した結果、原案通りとします。
第3条 議会の活動原則		
13	■第1号「…めざすこと。」は、改善した方が良いと思う。 ■第4号「…努めること。」は、改善した方が良いと思う。	■精査した結果、原案通りとします。
14	◆議案上程日か一般質問日に、土曜日か日曜日か夜間の時間帯を組み込んだ日程としてほしい。市民が気楽に傍聴しやすくなる。	◆今回条例化はしませんが、第7条にインターネット等の多様な広報手段でという表現をしておき、中央チャンネルの中継等も含め、情報公開について検討していきます。
15	■第1号…市民に開かれた議会運営を行う責務を負う。 ◆市民との情報共有、市民参加型議会であるためには、市民に開かれた議会とは、めざすものではなく、そうあらねばならないものである。よって開かれた議会とするのは努力目標ではなく、議会として当然の責務である。	■精査した結果、原案通りとします。
16	■第4号…の意欲を高める議会運営を行わなければならない。 ◆条文の趣旨は単なる努力目標ではなく、明確に義務付けされなければならない。	■精査した結果、原案通りとします。
17	◆議員立法がこれまで提案したことはないのか、まずは実績の積み重ねが大事、予定、理想を先食いし、経費（手当）の上積みのお突と感ぜられる。	◆中央市になってからの議員立法はありません。その方向に努力しようとする規定ですが、ご指摘のとおりこの「解説」は不適切であると判断し削除します。

中央市議会基本条例素案に対するパブリックコメント及び市民意見への回答

■…は修正意見及びその回答

◆…は意見及びその回答

ご意見の内容		ご意見に対する市議会の考え方
第4条 議員の活動原則		
18	<p>■第2号…政策を立案及び提案し、市政に反映させるために、不断の研鑽に努め、調査研究を行い、自己の能力を高めないといけない。</p> <p>◆素案の文言だと条文全体が努力目標のように読める。市民の代表として、能力を高めることは議員としての責務である。</p>	<p>■第4条本文に規定している内容と判断します。</p>
19	<p>◆第3号…わざわざ明記しなければ、議員の自覚ができないのか。</p>	<p>◆掲げることがいけないこととも思われません。</p>
20	<p>■第1号「…めざすこと。」は、改善した方が良いと思う。</p> <p>■第4号「…努めること。」は、改善した方が良いと思う。</p>	<p>■精査した結果、原案通りとします。</p>
第5条 会派		
21	<p>■第2項「…努める。」は、改善した方が良いと思う。</p> <p>■第3項「…努める。」は、改善した方が良いと思う。</p>	<p>■精査した結果、原案通りとします。</p>
22	<p>■第5条第1項、第14条第1項については、一人議員の活動を制限するものではないとしながらも一人議員の存在を否定するものとなっている。</p> <p>◆例として、〇〇政党公認の議員が一人となった場合会派を名乗ることができない矛盾が生じることとなる。また、一人議員の場合、政務調査費の請求ができないものとなっている。一人会派を認め、一人であっても政務調査費の請求権を認めるべきである。</p>	<p>■会派は2人以上で構成するは改めず、政務調査費制度の中での考え方を一人でも会派と「みなす」とし、請求権を認める方向で行きたいと思います。 ※この考え方を採用している議会も相当数あります。</p>
第6条 市民と議会との関係		
23	<p>■第3項「…努めるものとする。」は、改善した方が良いと思う。</p> <p>■第4項「…ものとする。」は、改善した方が良いと思う。</p> <p>■第5項「…努めるものとする。」は、改善した方が良いと思う。</p>	<p>■精査した結果、原案通りとします。</p>
24	<p>◆公的に議会報告会を開催された実績は過去にあるのか。</p>	<p>◆中央市議会としてはありませんが、会派ではありません。</p>
25	<p>◆市民に行政情報をもっと知らせて欲しい。市民には知る権利がある。</p>	<p>◆貴重なご意見ありがとうございます。議会への参加についてもよろしくお願います。</p>
26	<p>■第2項…提案者の意見を聴く機会をもうけなければならない。</p> <p>◆憲法上の権利であり請願法により誠実に処理する義務が法的効果として発生する請願と事実行為である陳情等を同様の政策提案として位置付けるといふ文言は、陳情等についても請願と同様の法的効果を条例で付与すると解釈できる。にもかかわらず後段において「真摯に受け止め協議する」と規定されている。この文言は極めて内容が不明確で恣意的に運用される可能性が高い。政策提案として位置づけるのであれば、少なくとも提案者に意見を述べる機会を持続的に保障する必要がある。多くの自治体ですでにその機会を保障している。ちなみに特別委員会の委員が本素案作成のために視察に行かれたという京丹後市でも「意見を聴く機会を設けなければならない」と規定されている。</p> <p>さらに、請願・陳情という文言は過去の権威主義的な時代の産物であり、できれば、本条例制定に当たって「提案」「要望」「意見」といった文言に変更するのが望ましい。変更するために、法律の改正が必要であるならば、国に対して要望すべきである。過去地方の要望や条例が法律の改正や制定の契機になった事例は多く存在する。</p>	<p>■請願については、紹介議員の説明や意見の聴取は保障しています。「真摯に受け止め協議する。」の表現については、判断を異にします。</p>
27	<p>■第3項…交換する機会を与えないといけない。</p> <p>◆市民や団体から要請があった場合には、情報や意見を交換する機会を必ず保障すべきである。</p>	<p>■精査した結果、原案通りとします。</p>
28	<p>■第4項…図らなければならない。</p> <p>◆素案の文言では、議会の改善を図ろうとする責任意識が弱く感じる。より強い義務付けする文言が適切である。</p>	<p>■精査した結果、原案通りとします。</p>

中央市議会基本条例素案に対するパブリックコメント及び市民意見への回答

■・・・は修正意見及びその回答

◆・・・は意見及びその回答

	ご意見の内容	ご意見に対する市議会の考え方
29	◆年1回以上開催とあるが少なすぎると思う。少なくとも主な会期ごとに1回は開き、さらに今回の上下水道条例改定率など市民生活に重大な影響のある案件の時に随時開くべきでないですか。	◆日本経済新聞の議会改革度調査で全国2位とされた三重県伊賀市への研修の中で、最初各定例会後としていた議会報告会を、余りの煩雑さにより年1回にしたことを知り、年1回以上としました。「以上」ですので複数回の開催を心掛けます。また、会派制の充実ということもめざしており、会派による報告会の開催も企画していきます。
30	◆開かれた議会として大いに賛成。	◆貴重なご意見ありがとうございます。
31	◆これ(条例案)は、国会における国政調査権にあたるものであり、それを知る権利を有する市民に情報提供するものであるから、どンドン行政資料(執行機関の資料)を入手して報告会で知らせて欲しい。	◆議会報告会は、議会全体として議会での審議結果等を市民の皆様へ報告し、議会として議決結果の説明責任を果たすものです。市民の皆様に分かりやすい資料も提供することもあります。
32	◆議会は議案に対する議員の賛否の表明を市民に公表しなければならない。 ◆素案の条文は情報公開の徹底、開かれた議会、説明責任という自治基本条例素案や本素案の目指すもの、趣旨に全くそぐわない、むしろ逆行する規定とさえ言える。各議員の議決権の行使の行方は、我々市民にとって選挙において、投票行動を左右する最も重要な判断指標のひとつである。にもかかわらず素案の条文では公表するのは「重要な議案」に限定された上、公表するのは議員の「態度」であり、しかもこの規定そのものが単なる努力義務と規定されている。「重要な議案」とはどんな議案なのか？誰が判断するのか？市民の代表であり、市長と並ぶ最高の意思決定機関である議会での議決はすべて重要ではないのか？「議員の態度」とは何を意味するのか？逐条解説によれば「態度」とは賛否をも含む意味であると書いてある。ならば、明確に条文中に「賛否」と既定すべきである。さらにこの条文の解説によれば努力義務としたのは、制度上無記名投票による場合もあるから・・・と解説してある。無記名投票ほど議員の議決権の行使を我々主権者である市民に対して、不透明・無責任にする制度は無い。自治体の機関(首長、議会、議員)は当然「半代表」である。地方自治法も我々市民に就任後1年経ち、要件さえ整えば、いつでもそれぞれの解職請求ないし解散請求ができることを法的権利として保障している。なぜなら四年に一度の選挙のときに、政治や行政を全面的に委任しているわけではないからである。このことから、当然の帰結として、議員の議決権の行使の行方及びその理由についてはその都度、我々市民の評価・批判の対象とならねばならない。審議においては、まるで市民に対するパフォーマンス的に明確に反対意見を表明しながら、いざ議決となると手のひらを返したように賛成票を投じるような、まるで茶番劇のような議会に失望しているのである。 無記名投票のような制度が許されるのは、誰かが刑事責任を問われる可能性があるとか、誰かの基本的人権を侵害する蓋然性が極めて高い場合とかの極めて稀な議案に限られるべきものである。市民に開かれた議会を標榜するならごく当然である。多くの自治体の議会基本条例においても素案のような、議員の賛否の公表についてここまで限定的に書かれた条文はまれである。例えば島田市(静岡県)は、議案に何の限定も付さず、すべての議案に対して、議員の賛否の表明を市民に公表することを義務付けている。委員が視察にいかれたという京丹後市の規定も「・・・市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする」となっており、議案に限定も付さず、説明責任について明確に義務付けをしている。さらに、もし無記名によらざるを得ない極端な議案の議決については(このような議案はあまり考えられない。いくつかの自治体は賛否の表明に対して議案についてなんら限定を付していない。)事前あるいは事後に市民に対して、無記名投票に付した理由を合理的に説明する責任を議会が課さなければならないのは当然の事として、このような極端な議案について議会の最高規範で大きく考慮(わざわざ入念な逐条解説付で)するべきではない。そして当該議案を無記名投票にするか否かは必ず記名投票にしなければならない。かつてある自治体で無記名投票にするか否かを無記名投票に議決し、大きな問題になった事例もある。上記で述べた通り、素案は我々主権者である市民にとって、有害無益の内容であり、地方自治法上認められた権利の行使の機会すら奪いかねない内容である。よって、素案第6条第5号は全文削除し修正すべきである。	■貴重なご意見としてこれからの参考にさせていただきます。また、解説の最後の項の「なお」以降は削除いたします。
33	■議会は、どのような請願、陳情等で有ろうとも、市民による政策提言と位置づけ、真摯に受け止め、高い専門性をもって協議し、必ず請願者、陳情者に経過又は結果を報告しなければならない。又、その陳情等が協議の結果、重要な案件であると認められるならば、陳情内容と協議結果を公表するものとする。	■「協議の結果、重要な案件であると認められるならば、陳情内容と協議結果は公表する」は、重要な視点であるので、6条2項に次のとおり「・・・協議し、必要な場合は文書により回答する。」を付け加えます。

中央市議会基本条例素案に対するパブリックコメント及び市民意見への回答

■…は修正意見及びその回答

◆…は意見及びその回答

	ご意見の内容	ご意見に対する市議会の考え方
34	<p>◆市民と議員との関係 ある職員駐車場の使用料が付近の料金と比較すると、極端に安いので、どうかするようお願いするも回答なし、市が借地料支払っている。後に市職員に質疑する。友達も高下地区に於ける不合理と思われる箇所を議員に伝えるが回答なしと聞いている。 どの様な事でも、一つの大切な民意として理解して頂き、報告が欲しい。</p>	<p>◆個別案件ですので、別途報告いたします。</p>
35	<p>◆地区の圧力により、請願、陳情等を行政機関が、安易に認めたであろうと推測が出来る例 河東地域の集落排水処理場が、設置予定地区からの陳情で、水下が当然なのに、全長5Km程度で、約2Kmもさかのぼった位置に変更された。建設地決定までに4地区が順次反対したようだ、驚きだ。約半数の家庭が水上に放流していると思われる。その結果、工事費増で個人の負担が追加となった。今後、維持管理費で市民負担が増えるだろう。補助事業なので、どうしても出来た結果でしょう。重要な事業なのに、末端地区の反対を認めたのは、行政のいい加減さと、議会の事なかれ主義の結果ではないのかの思いである。このような例が他にも有るかも。下水道料金の値上げが持ち上がっているが、皆で渡れば（負担すれば）怖くないという市政運営でしょうか。 (ちなみに反対理由は地区の発展を妨げるからと聞いている。封建的そのものだ。) 以上の思いから、条文を提案し、透明性を要求いたします。</p>	<p>◆個別案件ですので、別途報告いたします。</p>
第7条 議会広報		
36	<p>■第1項…市民に周知を図るため定期的に議会広報を発行すると共に、その内容を充実させなければならない… ◆開かれた議会運営を行い、市民の知る権利に応えるため、定期的に議会の情報を広報として発行するのは当然の責務として、さらに、内容についても各議員の議案に対する賛否及びその理由をわかりやすく掲載するなど、充実させることは、逐条解説のような単なる「心掛け」ではなく、議会としての責務である。</p>	<p>■指摘のとおり「心掛け」という表現は適切ではなく、「努め」に改めます。</p>
37	<p>■第1項「…努めるものとする。」は、改善した方が良いと思う。</p>	<p>■精査した結果、原案通りとします。</p>
38	<p>◆会派での施策、広報活動に政務調査費が必要とするならば議会だよりの頁を割いて、各派報告なるもので、経費削減が図れないか。</p>	<p>◆議会だよりは市政に係る重要な情報を市民に周知するものであり、頁を割くことは基本条例の主旨から適正でないと判断します。会派活動は別のもので判断します。</p>
第8条 議会及び議員と市長等執行機関の関係		
39	<p>■第1項…その評価を市民にも公表、市域全般を考慮した政策立案行うとともに…</p>	<p>■「市民と議会の関係」の第6条第1項「議会は市民に対し、積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。」としています。第8条については、修正しないこととします。</p>
40	<p>■第1項…その評価を行うとともに、執行機関の独裁化、空洞化を防ぎ、政策立案及び政策提言を通じて市政の発展に取り組むものとする。 ◆住民から直接選挙で選ばれた議員で組織される議会は、二元代表制のもと、首長とともに、市政の一翼を担っている。例えば、議会軽視の専決処分の濫用に見られるような、執行機関の独裁化を防ぎ、議会の空洞化を招いてはならない。</p>	<p>■解説に「首長の「専決処分」を法の定めるところに基づく以外は、認められないとする議決権の確立姿勢を貫くものです。」を追加します。</p>
41	<p>◆「反問権」は、議論を深める上で大切ある</p>	<p>◆ご意見のとおりです。</p>

中央市議会基本条例素案に対するパブリックコメント及び市民意見への回答

■…は修正意見及びその回答

◆…は意見及びその回答

ご意見の内容		ご意見に対する市議会の考え方
第9条 市長による政策等の形成過程の説明		
42	<p>■第2項…執行後に政策評価に資する審議を行い、市民に公表しなければならない。</p> <p>◆従来は政策執行後の検証がほとんど行われていない。それは政策立案時のいわば力関係だけで施策が決定、実施されてきており、事後の検証がおろそかにされてきた。それが結果として負の遺産を増大させてきた重要な要因と考えられる。執行後の費用対効果等きっちりと検証し、さらに市民に公表することによって、本素案の最大の目的「市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現」（第1条）が可能となるのではないか。</p>	<p>■修正案：「執行後における政策評価について審議し、それを公表しなければならない。」に修正します。</p> <p>◆議会も執行側もそのプロセスを大切にしなければなりません、最終的には、「結果責任」であります。</p>
第12条 自由討議による合意形成		
43	<p>■第1項「…努めるものとする。」は、改善した方が良いと思う。</p>	<p>■解説のところで、「合意形成に努めることを」、「合意形成を求めることを」に修正します。</p>
第13条 委員会		
44	<p>■第5項「…めざすものとする。」は、改善した方が良いと思う。</p>	<p>■語尾の表現によって漠然としている。意図されるとおり、「議会をめざす。」に修正します。</p> <p>■解説の2つ目の○の「…信頼性を高めるようめざします。」に修正します。</p>
45	<p>■第5項…特別委員会を原則として広く市民に公開するものとする</p> <p>◆情報の共有、開かれた議会、市民参加型議会にとっては、本会議のみならず、各委員会も公開するのは当然の帰結であって努力義務ではない。勿論非公開にせざるを得ない場合には市民に合理的な理由を説明をする責任が生じる。</p>	<p>■精査した結果、「…特別委員会等においても公開に努め、全てにおいて開かれた議会をめざす。」に修正します。</p> <p>◆特に個人情報に係るものなど「秘密」を要するものは、地方自治法第115条第1項の規定により、その手続きに従えば「秘密会」を開催することができるため、それ以外の委員会は公開とします。</p>
第14条 政務調査費		
46	<p>■第2項「…努めるものとする。」は、改善した方が良いと思う。</p>	<p>■精査した結果、原案どおりとします。</p>
47	<p>■第2項…「…自ら説明責任を果たさねばならない」</p> <p>◆逐条解説によると会派は毎年収支報告書を議長に提出し、1円単位の領収書の提出を義務付け、我々市民は収支報告書の閲覧を請求することが出来る。政務調査費の原資は勿論、直接的・間接的にも我々の税金である。1円単位の領収書のすべての提出を求めるのは当然である。にもかかわらず、条文には収支報告書の説明責任は努力義務となっている。1円単位の領収書の提出まで義務付けておきながら、なぜ条文の説明責任は努力義務でよいのか理解できない。収支報告書の内容について説明責任を果たすのは、会派及び各議員の当然の義務であり単なる努力義務ではない。</p>	<p>■精査した結果、ご指摘のとおり、「…説明責任を果たさなければならない」に修正します。なお、解説のところで領収書については、1円単位として全ての提出を義務としています。</p>
48	<p>■第2項…末尾に「なお、領収書については、1円単位とするものとする。」を挿入していただきたい。</p> <p>◆1円単位の領収書の義務化については評価できる、大いに賛成である。</p>	<p>■精査した結果、原案どおりとします。なお、解説のところで領収書については、1円単位として全ての提出を義務とします。</p>
49	<p>■第5条第1項、第14条第1項については、一人議員の活動を制限するものではないとしながらも一人議員の存在を否定するものとなっている。</p> <p>◆例として、〇〇政党公認の議員が一人となった場合会派を名乗ることができない矛盾が生じることとなる。また、一人議員の場合、政務調査費の請求ができないものとなっている。一人会派を認め、一人であっても政務調査費の請求権を認めるべきである。</p>	<p>■第14条については、「会派」を「会派及び議員」に修正します。</p> <p>◆「会派」とは、一般的に議会において共通する、政策、意見、考え方を持つ議員の集まりです。第5条の「会派」では2人以上の議員で構成することになっています。しかしながら、地方自治法第100条第14項の規定に基づき、政務調査費の制度上、一人でも会派とみなすこととし、交付申請できるものとします。</p>

中央市議会基本条例素案に対するパブリックコメント及び市民意見への回答

■…は修正意見及びその回答

◆…は意見及びその回答

ご意見の内容		ご意見に対する市議会の考え方
50	■第3項…市民等から疑義が生じないよう、自ら1年に1回以上政務調査費による活動状況を市民に公表する」に変更する。	■解説に記載のとおり、政務調査費の交付に関する条例により毎年度収支報告書を議長に提出し、5年間保管するとともに、市民は随時閲覧することができます。
51	◆万一政務調査費が交付されなければ政策立案も提案もされないのか、政務調査費がなかった為、過去にそれらの政策ができなかったのか。	◆政務調査費がなかったから政策立案が出来なかったというより、そうした機会が議員個々の自発的創出でしか成し得なかった本市の状況であります。「政策立案」には、少なからずコストがかかる事を知ってもらいたいと考えます。
52	◆政務調査費について お金を使う前に実績を示してください。市民の納得が大事だと思います。	◆これまでは、各議員の費用により図書の購入や研修会への参加などを行ってきました。このことについては、限界があり、政務調査費の交付によりこれまで以上に活発な調査・研究ができ、新たな政策立案等に努めます。
53	◆会派での施策、広報活動に政務調査費が必要とするならば議会だよりの頁を割いて、各派報告なるもので、経費削減が図れないか。	◆第7条の回答のとおり、議会だよりは市政に係る重要な情報を市民に周知するものであり、頁を割くことは基本条例の主旨から適正でないと判断します。会派活動は別のもので判断します。
54	◆政務調査費の予算化は当然のことなので、この素案に大賛成です。早期の条例化を望みます。	◆ご意見ありがとうございます。早期条例化に向けて努力いたします。
第15条 議員研修の充実・強化		
55	■第1項「…ものとする。」は、改善した方が良いと思う。 ■第2項「…ものとする。」は、改善した方が良いと思う。	■精査した結果、原案どおりとします。
第16条 議会事務局の体制整備		
56	■第1項「…努める。」は、改善した方が良いと思う。	■議会事務局の人員配置は、法律上議長に権限があるものの、市長部局との人員配置との兼ね合いもあることから、市長部局へ人事の要望はしていきます。精査した結果、原案どおりとします。
第17条 議会図書室		
57	■議会図書室は自治法に規定されていても押し入らないこと ◆議員の為の調査研究とは理解するが、市立図書館を充実し、必要ならそのコーナーを設けるとよい。 ①維持管理費を効率良くする（議会図書室は一般市民は利用しないだろう） ②図書館で議員が研究する姿…市民の目にふれると好感まちがいなし。	■精査した結果、原案どおりとします。 ◆議会図書室は不要であるというご意見ですが、議会図書室は、議会並びに行政の専門書になるので、議員としても身近で閲覧できるということは大事であると考えます。議会審議中に、必要なときは休憩中でも閲覧できる。図書室は必要なものであります。
58	■議会図書室の第17条に反対です。市民にも利用と供するとあるが、行きにくく利用しにくいことは明らか。それより市立図書館と一宮、波賀、千種の各図書施設を一層充実させてもらい、議員らもそれを利用すべきと考えます。	■精査した結果、原案どおりとします。 ◆同上のとおり、議会図書室は、議会並びに行政の専門書になるので、議員としても身近で閲覧できるということは大事であると考えます。議会審議中に、必要なときは休憩中でも閲覧できる図書室は必要なものであります。
第18条 議員政治倫理		
59	■第1項「…努めなければならない。」は、改善した方が良いと思う。	■精査した結果、原案どおりとします。

中央市議会基本条例素案に対するパブリックコメント及び市民意見への回答

■…は修正意見及びその回答

◆…は意見及びその回答

ご意見の内容	ご意見に対する市議会の考え方
<p>60 ◆品位を損なう行為をした場合、議員は自ずから職を辞す。議会は除名を決すくらいの罰則規定を加えた強制力をもった条例にしてはどうか。(最高規範とするならば) (4条3項の裏返し)</p>	<p>◆罰則規定を加えては、という意見であります。議員の懲罰については、地方自治法第135条1項に規定されているので、基本条例にはうたいません。別に定める条例にも罰則規定を設ける予定はありません。</p>
<p>61 ■後段…議会の一員としてその使命の達成しなければならない。</p> <p>◆逐条解説によれば、この規定は議員の地位を悪用した不正な口利きをしないう等、議員の責務を正しく認識した行動をするよう定めた規定だと書いてある。だとすると、例えば議会において自己の意見を政策に反映させるように努力するというような義務ではなく、この条文での義務は各議員それぞれが自己完結できる義務である。市民にいらぬ疑惑を抱かせないためにも、努力義務ではなく明確に当然義務付けすべきである。</p> <p>(補足)尚、各議員の政治倫理に関しては本素案の委任を受けて、政治倫理に関する条例を制定し細部について規定するとある。自治基本条例の委任を受けたコンプライアンス条例(首長以下執行部及び職員すべてに対して実効性を担保できる内容でなければならない)と共に、すでに委員会等で審議されていることと推察するが、これに関して特に問題となるのは地方自治法第92条の2(請負の禁止等)をどう解釈し政治倫理条例にどのように落とし込むかということではないか。我々の会では、この条文の趣旨は「議員の公正な職務の執行を実質的に担保するための規定」であると理解している。そうすると単に形式的な判断にとどまらず、当然、実質的に判断しなければならないことになる。形式的には、登記簿上役員欄に、議員の名前が無くても実は大株主であったり、裏ではすべての実権を握っている場合も考えられる。このような場合も実質的にみれば脱法行為とみなすことができる。憲法上、国民には職業選択の自由が保障されており、この権利には、営業の自由も含まれる。但し、この権利は勿論、公共の福祉の制約を受け、その公共の福祉の内容も、精神的自由権などは異なり、より強い社会政策的制約を受ける権利である。素案第4条には議員の活動原則として「市民全体の福祉の向上をめざす」と規定されている。議員は市民全体の福祉、つまり公共の福祉のために活動し、より高度な倫理性を求められるのであるから、当然のこととして、営業の自由の制約原理である公共の福祉の概念や社会政策的制約も広く実質的に捉えるべきではないか?憲法で規定された権利を条例で明確に否定することはできないが、市民に信頼される議会及び議員であるためにも、又市民にいらぬ疑いを生じさせないためにも、自発的に、各議員それぞれが、形式にとらわれず、実質的な価値判断を基準にした政治倫理規定を制定されることを要望したい。</p>	<p>■精査した結果、原案どおりとします。なお、今後制定する議員政治倫理に関する条例について、ご意見の内容を検討課題とさせていただきます。</p>
<p>62 ■後段…市民に対する責任を果たさなければならない。</p> <p>◆全体を通して努力規程的な結びの表現が多いので、18条に関しては、市民を代表する議員として、コンプライアンスの遵守、モラルの向上を実践するという決意を表す観点から断定的表現にした方が良いと思う。</p>	<p>■精査した結果、原案どおりとします。</p>
<p>第19条 議員定数</p>	
<p>63 ◆定数の検討(委)は常設として絶えず削減できるのか、適切な人数であるのか、議員自身が考えねばならないのでは(議会からの改正案が出てくるぐらいであってほしい)</p>	<p>◆議員定数に関しては、議員は常に市民からの声を聴き、議員個人や会派でも検討しています。</p>
<p>64 ■第2項「…ものとする。」は、改善した方が良いと思う。</p>	<p>■精査した結果、原案どおりとします。</p>
<p>第20条 議員報酬</p>	
<p>65 ■第2項「…ものとする。」は、改善した方が良いと思う。</p>	<p>■精査した結果、原案どおりとします。</p>
<p>66 ◆歳入の増加が望めぬ時代に、適切な報酬はいかほどか。議会、委員会(会派会合は除く)等、年間、又は毎月に日数、時間等タイムカードを備え、資料を採り、日給・月給制に自らが身を削るぐらいの検討が必要ではないか。(審議会委員等の日当制が見直されている今日)</p>	<p>◆議員活動は、議会の本会議・委員会の対応だけでは終わりません。常日頃から、市民の声を聴いたり、調査の研究をしたり、地域・市民の要望にこたえるべく活動しています。単に本会議や委員会に出席した際の日当などの給料というような労働対価で計られるものではありません。</p>

宍粟市議会基本条例素案に対するパブリックコメント及び市民意見への回答

■・・・は修正意見及びその回答

◆・・・は意見及びその回答

	ご意見の内容	ご意見に対する市議会の考え方
67	<p>■市内の状況から、多過ぎると思う。議員定数を減らすのはよくなく報酬を大きく減らすべきと思います。</p>	<p>■報酬が多いということではありますが、報酬額を変更する場合は報酬等審議会で諮問されます。現在の報酬も、報酬等審議会で意見を聴いて決定された額であります。議員が提案する場合も、参考人制度、公聴会制度を活用して、市民の意見を十分に聴くことにしています。 また、この基本条例を忠実に守り議員活動をしようとするれば、副業をもって議員をすることは難しく、これからの若い優秀な世代の立候補を考えると、生活でできるだけの報酬は必要であると考えます。</p>
最後に		
68	<p>◆議会基本条例の制定により新しく生まれ変わろうとする宍粟市議会および各議員の皆様へ期待を込めて、ある地方議員の言葉を引用させていただきます。 「議員はあくまでも清潔でなければいけない。清潔でなければ住民を代表する資格はない。議員は常に住民の中にとびこんで、住民の声や心や知恵をつかみ、それを議員の声、心、そして知恵として力強く代表する心構えが必要である。」以上宍粟市議会基本条例についての当会としての意見を申し述べました。意見書の全文（概要ではない）とこれに対する宍粟市議会の考え方をホームページ等で公開すると共に文書でお示しいただきたい。</p>	<p>◆貴重なご意見ありがとうございました。 最後のご指摘は、宍粟市議会基本条例（素案）パブリックコメントの募集手続きにも記載しておりましたが、下記のとおり今回の市議会の考え方を宍粟市ホームページ、議会事務局、各市民局まちづくり推進課にて一定期間公表いたします。 (1) 提出された意見は、氏名等と連絡先を除き、公表することがありますのであらかじめご了承ください。公表を希望しない場合は、その旨を記載してください。 (2) 提出されたご意見を考慮して条例（案）の内容を委員会で検討し、宍粟市議会として最終決定する予定です。 (3) 意見の概要と宍粟市議会の考え方をホームページ並びに議会事務局及び各市民局市民まちづくり推進課で一定期間公表します。 (4) ご意見の募集は、具体的な意見を収集することを目的にしているため、単に賛否だけを記載したものや趣旨の不明瞭なもの等は、宍粟市議会の考え方を示さないことがあります。</p>